

2019年6月6日

福祉現場における現実的な諸問題に関する意見一覧

障がい者福祉研究所

下記意見は、2019年5月31日までに、勉強会会員よりご送付いただいた福祉現場で生じている諸問題に関し、概要を記載したものです。

次回勉強会を目途に、各問題点を短期・中期・長期的課題に分類・整理した上で、議員連盟に御出席いただいている先生方にお示しさせていただく予定です。

記

- ① 相談支援従事者研修・強度行動障害支援者研修・サービス管理責任者研修等に関し、事業所の開設要件又は加算取得要件であるのに、研修会開催数の限定や受講者の抽選により、必要に応じた研修受講が不可能な現状について（岡山県・社会福祉法人三穂の園）
- ② グループホーム開設時に、自治体から「隣地・地域の同意」を要求された結果、フェンス設置や新たな土地購入等を行う必要が生じ、工期の延長・計画中止等の結果が生じている現状について（岡山県・社会福祉法人三穂の園）
- ③ 療育手帳（知的障がい者手帳）の発行・認定基準が自治体により大きく異なっている現状について（千葉県・社会福祉法人ひろがり）
- ④ 入所施設と異なり補足給付が無いグループホームでは、障害基礎年金だけでは生活費を賄いきれず、親の援助が無くなった場合の生活に支障が生じる現状について（千葉県・我孫子市民 小口チヤ）
- ⑤ 知的障害者が入院時に病院側から常時の見守り・付添いを求められるが、親の高齢化により常時付添いは不可能であること、及び、結果として病院から入院を拒否されてしまう現状について（千葉県・我孫子市民 小口チヤ）
- ⑥ 重度訪問介護や重度障害者包括支援サービスは、利用条件が、身体障がい者の方々は利用しやすく、重度知的障がい者の場合には

利用し難い・利用できない内容となっている現状について（千葉県・我孫子市民 小口チヤ）

- ⑦ 福祉人材の獲得に関し、多くの法人が求人広告費にお金をかけている点を踏まえ、国による何らかの支援策が必要な現状について（千葉県・我孫子市民 小口チヤ）
- ⑧ 入所施設や公的機関への緊急措置を定めた知的障害者福祉法 16 条 1 項 2 号の「やむを得ない事由」に、親亡き後に身寄り等が無く救済が必要な知的障がい者のケースを加え、知的障がい者の生存権を確保すべきであることについて（東京都・社会福祉法人ふるさと福祉会）
- ⑨ 平成 30 年度よりショートステイの利用日数が、原則として連続 30 日（年 180 日目安）と制限された。今後、親御さんが亡くなり帰る場所がなく入所施設等の空きもない場合、31 日目に一泊する場所を確保することが出来ず、障がい者の生活に支障をきたしてしまうことについて（群馬県・社会福祉法人 天啓園）
- ⑩ 日中は障害福祉サービスを利用する 65 歳以上の知的障がい者が、高齢の親亡き後を見据え、同じ法人内で運営するグループホームの利用を検討したところ、65 歳の壁＝介護保険優先原則に直面し、グループホームの利用ができない状況が生じていることについて（群馬県・社会福祉法人 天啓園）
- ⑪ 平成 30 年度より放課後デイサービス事業の適切な評価を目的とした「報酬区分」が新設された。この事業所を「区分分け」するための判定基準に関し、国の判定指針（障害支援区分認定マニュアルの参照）と地方行政の運用にズレが生じていること、国の判定指針では成長期にある障がい児の特性にそぐわない可能性があること等について（千葉県・千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会）
- ⑫ 強度行動障害を有する様な知的障がい者らにとって、単純に「地域移行」させられても逆に地域との軋轢が生じてしまうこと、及び、障がい者の保護者としては 24 時間切れ目なく支援を行うことができる入所型施設を必要に応じ建設を認めてもらいたいことにつ

いて（神奈川県・障がい者の保護者 櫻井幹子）

- ⑬ 現場職員が定着する様な育成プログラムや賃金保障を行っていたきたいこと、及び、現状の障害基礎年金だけでは通常のグループホームの生活費を賄いきれないケースが多いことについて（千葉県・障がい者の保護者 上久保佳世）
- ⑭ 集団生活による人権侵害という観点から入所施設の建設は制限されているが、重度障害者の受け入れ可能なグループホームが少ない現状において、「重度・強度行動障害者、医療ケアが必要な方、触法関係者、独り身となった高齢障がい者」にとって、入所施設は必要であり、設置制限を撤廃するべきであることについて（埼玉県・社会福祉法人 埼玉福祉事業協会）
- ⑮ 入所施設に対する批判の大半は過去の 8 人部屋時代の事例である。現在の入所施設では、個室ユニットの導入や利用者個人の生活優先の考えが浸透しているのに、未だに過去の古い事例での的外れな批判が繰り返され、入所施設への誤解が広報されている現状について（埼玉県・社会福祉法人 埼玉福祉事業協会）
- ⑯ 親亡き後の終の棲家として、国等は「自宅」「グループホーム」「入所施設」を掲げるが、「入所施設」が満床で選択肢に事実上あがらない現状のままでは、重度知的障がい者の行き場が失われてしまうことについて（埼玉県・社会福祉法人 埼玉福祉事業協会 [一部抜粋]）
- ⑰ 自治体のローカルルールに関し、各地域における副関係者の連携や支援体制の協議を行う自立支援協議会が機能していない。地域の独自性を活かすのであれば、自立支援協議会の活用を検討すべきであることについて（東京都町田市・社会福祉法人白峰福祉会）
- ⑱ 施設内における障がい者虐待に関し、虐待の疑いがあるとの通報があっても、虐待認定されるケースが極めて少ない現状において、アメリカで採用するような 50%以上の疑いがあれば原則「虐待」とみなすといった客観的な基準を設けるべきであることについて（群馬県・社会福祉法人三和会）

【以下、一部、木村先生より厚労省へ事前質問として通知済の事項】

- ①⑨ 就労継続支援 B 型における利用者平均工賃額による事業所への報酬決定制は、事業者が（工賃を稼げる）能力の高い障がい者ばかりを利用させることになり、結果的に障がい者の日々の居場所を失わせてしまうことについて（東京都葛飾区・NPO 法人めぐみの）
- ②⑩ 障がい者の就労移行支援事業においては、就労定着率によって厳格に事業所への報酬単価が決定されているが、就労定着すればするほど事業所の利用者が減少し、新規利用者の紹介も地元行政から行われない現状では経営難に陥ることについて（東京都葛飾区・NPO 法人めぐみの）
- ②⑪ 葛飾区では、障害福祉サービス受給者証発行の遅延（精神障がい者の場合 1, 2 カ月待ち）、相談支援事業所における計画相談作成の遅延など、サービスを必要とする障がい者が事務手続面の不備や遅延によって直ぐにサービス受けられない状況が生じていることについて（東京都葛飾区・NPO 法人めぐみの）
- ②⑫ 居住地特例によってグループホーム（A 市）を利用する障がい者が、元々の市町村（B 市）に対して生活保護の申請を行ったところ、B 市からは「A 市で生活保護を受給するように」と言われ、次に相談した A 市では「B 市で受給するように」とたらい回しにされてしまったケースについて（埼玉県・社会福祉法人 聖徳会）
- ②⑬ 日中支援型グループホームの指定に関し、自立支援協議会等の指針・方向性が各都道府県によっては明確に定まっていないケースがあり、グループホームの指定留保や指定遅延等が生じていることについて（埼玉県・社会福祉法人 聖徳会）
- ②⑭ 知的障がい者に認められている電車の割引制度に不備があり、使用できない障がい者が存在することについて（埼玉県・NPO 法人トゥッティフォルテ）
- ②⑮ 日勤帯と夜間帯を兼務するグループホーム職員が、有給休暇の取得や外部研修受講時に、日勤帯のみの勤務職員と比べて不利益な扱いを受ける現状について（千葉県・社会福祉法人 柊の郷）
⇒ 平成 31 年 3 月 29 日障害福祉サービス等報酬に関する Q&A により解決済。